

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

株式会社ナニシ

代表取締役 齋藤邦彦
社 長

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討をいたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせていただくようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面またはインターネットにより2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行ってくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時30分
開催日が前回定時株主総会日（2020年8月27日）に相当する日と離れておりますのは、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催を遅らせたためであります。
2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町一丁目4番10号
人形町センタービル 2階会議室
※会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nansin.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎剰余金の配当に関するお知らせ

これまで当社は、定時株主総会での決議をもって配当に関する事項を決定しておりましたが、取締役会での決議をもって決定させていただきました。

なお、当社は、配当に関する事項につきましては、取締役会の決議により決定できる旨を定款第40条に定めております。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時20分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時20分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時30分

① ご注意事項

- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

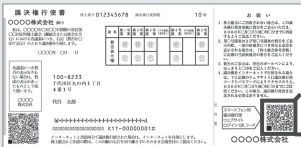
「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時20分まで

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ

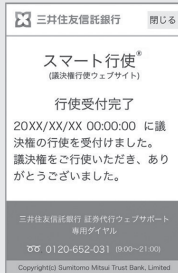


表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



！ 上記方法での議決権行使は1回に限りです。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限 2021年6月28日(月曜日)
午後5時20分まで

3. パスワードの入力

…ご自身で登録するパスワードへの変更

入力

- パスワードの登録のため、パスワードを自身で登録する必要があります。
- 登録済(変更済)にも関わらずパスワードに誤りがある場合は、変更可能な範囲内でパスワードを再入力してください。
- パスワードは半角英数字のみを使用してください。

議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力してください。

新しいパスワードを設定

クリック → **登録**

Copyright © Sanwa Bank Trust Bank, Limited

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

… ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! …

ここでは、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】をクリック

次へすすむ **閉じる**

クリック

ご利用のお届出の確定手続きは、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子記憶の中止を希望されている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子記憶の中止を希望

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

… ログイン …

- 議決権行使コードを入力。[ログインボタン]をクリック
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載して(電子メールにより届出と通知履歴が記録されている株主名簿に記載の通知電子メールアドレスに記載しております)

議決権行使コード:

クリック → **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)
☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。また景気の先行きにつきましては、各種政策効果や海外経済の改善により持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、不透明な状況が続いております。

当社グループが属する物流機械の業界におきましては、一時的に新型コロナウイルス感染に係る需要の拡大が見られたものの、需要構造の変化による業種業態の垣根を越えた販売競争の激化や物流コストの上昇等により、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の下、当社グループでは、医療関連備品の安定供給を担う社会的なインフラとしての役割を強く認識して製造販売を継続いたしました。医療関係の特注が急増していく中、製造ラインの増設等の施策で全社一丸となって乗り越えました。

販売概況といたしましては、従来製品の改良や新しいニーズに対応する新製品の開発ならびに注力販売品目の絞り込みを行い、産業用キャスターを始めとする従来の主力製品を伸ばしつつ、医療用キャスターや牽引キャスターなどの高付加価値商品の販売に注力し、ブランド力の強化を図ると同時に、売上総利益の向上を実現してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,751,216千円（前年同期比3.5%減）、営業利益は高付加価値商品の販売への注力に加え、円高ドル安の影響もあり、さらに販売費及び一般管理費の削減により673,478千円（前年同期比51.8%増）、経常利益は771,224千円（前年同期比35.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は英国子会社に係る新たな事業整理費用の発生に対処するための特別損失により392,407千円（前年同期比4.8%減）となりました。

当期の業績は、大変厳しい経営環境の下、減収減益の結果となりました。つきましては、当期の配当は、普通配当20円を実施いたします。

今後とも厳しい経営環境が続くものと思われませんが、引続き精一杯努力してまいり所存でございます。株主の皆様には、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

当連結会計年度における事業の概況を、セグメント別に説明いたします。

○日本

売上高は、8,181,974千円（前年同期比2.3%減）、セグメント利益（営業利益）は、349,773千円（前年同期比23.6%増）となりました。

○マレーシア

売上高は、2,284,714千円（前年同期比11.3%減）、セグメント利益（営業利益）は、106,281千円（前年同期比201.5%増）となりました。

○中国

売上高は、2,012,026千円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益（営業利益）は、268,448千円（前年同期比87.1%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額はリースを含めて30,144千円であり、その主なものは電話設備の交換（4,510千円）及び基幹システムのオプション追加導入（5,295千円）によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

8. 企業集団が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への期待が世界中で広まっているものの、感染症拡大の脅威は依然として続いており、景気回復の足取りは弱く、今後も不透明な経営環境が続くと予想されます。また、当社が属する業界におきましても、特に海外子会社人件費ならびに鋼材やその他製造に係る部品のコストの上昇、産業構造の変化等により経営環境は大きく変化するものと予想されます。

このような経営環境のもと当社グループは、「5G」「DX」の普及に伴う半導体関連業界への営業展開に加え、当社製品の独自の機能・性能（スペシャルブレーキやキャスターの操作性）の更なる進化を目指しております。なお、マレーシア子会社の生産力を強化し、中国子会社の地産地消を推進します。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 区 分	第72期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第73期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第74期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第75期 (当期) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高	9,543	9,458	9,066	8,751
経 常 利 益	681	852	568	771
親会社株主に帰属する当期純利益	470	581	412	392
1株当たり当期純利益	61円31銭	75円87銭	59円71銭	58円00銭
総 資 産	13,801	14,427	13,800	16,013
純 資 産	10,347	10,834	10,463	10,981

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.	30百万 マレーシア リングギット	100.0 %	キャスターの製造・販売
南星物流器械（蘇州）有限公司	2,100千ドル	100.0	キャスター、台車の製造・販売
NSG GLOBAL LTD.	2英ポンド	100.0	整理事業（不動産賃貸）

当社の連結子会社は上記に記載の3社であり、当連結会計年度の売上高は8,751百万円（前年同期比3.5%減）、経常利益は771百万円（前年同期比35.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は392百万円（前年同期比4.8%減）であります。

(2) その他

特記すべき事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、キャスター、台車及びロールボックスパレット等の製造・販売を主要な事業としております。

12. 主要な事業所及び工場

当社本社（東京都中央区）

国内販売拠点：名古屋支店（名古屋市中区）

大阪支店（大阪市東成区）

九州支店（福岡市博多区）

国内生産拠点：千葉ニュータウン工場（千葉県印西市）

海外生産・販売拠点：NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア・ペナン）

南星物流器械（蘇州）有限公司（中国・蘇州）

13. 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
男 性	225 名	(減) 27 名
女 性	189	(減) 36
合 計	414	(減) 63

(注) 上記従業員数には、嘱託（15名）及び準社員（109名）は含まれておりません。

14. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,350
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	550
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100

百万円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 29,200,000株
2. 発行済株式の総数 6,766,034株(自己株式 941,966株を除く。)
3. 株主数 787名
4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
齋藤 邦彦	832	12.29
光通信株式会社	669	9.89
田中園枝	316	4.67
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	304	4.50
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250	3.69
株式会社商工組合中央金庫	225	3.32
有限会社フジシゲ	159	2.34
齋藤 光代	135	1.99
齋藤 彰則	135	1.99
INTERACTIVE BROKERS LLC	132	1.95

- (注) 1. 齋藤光代氏は、2021年3月5日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
2. 持株比率は、自己株式(941,966株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤邦彦	NSG GLOBAL LTD. 取締役社長
専務取締役	山本貴広	南星物流器械(蘇州)有限公司董事
常務取締役	横堀剛宏	生産本部長 NANSIN(MALAYSIA)SDN. BHD. 取締役会長
常務取締役	大園岳	営業本部長
取締役	高橋正利	管理本部長
取締役(常勤監査等委員)	伊藤國光	
取締役(監査等委員)	谷真人	弁護士
取締役(監査等委員)	千倉成示	(株)千倉書房代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度中の異動

(1) 就任

高橋正利氏は、2020年8月27日付で新たに取締役に選任され、就任いたしました。

千倉成示氏は、2020年8月27日付で新たに取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

高橋正利氏は、2020年8月27日付にて、取締役(監査等委員)を辞任いたしました。

- 谷真人及び千倉成示の両氏は、社外取締役であります。
- 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

2. 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

- (1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等により構成する。
- (2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- (3) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定は取締役会決議にもとづき代表取締役社長齋藤邦彦氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、齋藤邦彦氏に委任する理由に関しては、当社の事業全体を俯瞰しており、各取締役の職務執行の状況を最も的確に理解しているためであります。

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容につきましては取締役会は決定の概要につき、報告を受け、その報告内容を基本方針と照らし合わせこれに沿うものと判断しております。

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	5名	123,500千円	株主総会決議（2017年6月29日）による報酬限度額年額400,000千円以内。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	23,288千円 （10,500千円）	株主総会決議（2017年6月29日）による報酬限度額年額160,000千円以内。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- (注) 1. 報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与11,300千円（取締役（監査等委員を除く）9,500千円、取締役（監査等委員）1,800千円）が含まれております。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額23,888千円（取締役（監査等委員を除く）21,300千円、取締役（監査等委員）2,588千円）を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	谷 眞 人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、また監査等委員会14回のうち10回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	千 倉 成 示	就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、また監査等委員会9回のうち9回にそれぞれ出席し、企業経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 23,000千円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として会計監査人の独立性が保てなくなった場合（監査法人における指定社員の交代が適正な期間でなされない場合を含む）、その他監査業務の適正を確保するための体制を維持できなくなっていると判断する場合には、監査等委員全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2017年6月29日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしました。

その内容は、以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制

①当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。

②当社の監査等委員会は、監査等委員会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。

③当社の内部監査室は、監査等委員会や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。

④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

⑤当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。

⑥当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査等委員は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。

②情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長

- とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。
- ②当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。
- ②当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
- ③当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決議申請を行う。
- ②当社は、子会社担当取締役・常勤監査等委員及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査等委員会が協議して決定する。
- ②上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、ま

た、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査等委員会に報告する。監査等委員会は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求めることができる。

②当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

- (8) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査等委員会は、必要に応じて、外部専門家（弁護士・公認会計士等）を活用し助言を受けることができる。

②監査等委員会は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおいて当連結会計年度に実施した、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- (1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- (2) コンプライアンス

・当社グループは、「法令順守（コンプライアンス）規程」を制定し、役員社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しております。

・当社グループは、内部通報制度を設け、役員及び社員等が社内外においてコンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報（匿名可）しなければならないと定めています。この場合、会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととしております。

- (3) リスク管理体制

・内部監査室は、各部門のリスクの洗い出しを行い、リスクの指摘、改善等

の軽減に取り組んでいます。内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社各部門・各支店及び海外子会社について、内部監査を実施しました。実施した内部監査の結果について、社長を長とし取締役及び常勤監査等委員が出席する「内部統制委員会」に報告しております。

・当社は、緊急時におけるコンティンジェンシープランを作成している他、危機発生時には社長を本部長とする対策本部を設け、危機管理にあたることとしております。

・情報セキュリティについては、個人情報管理も含めて情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。またコンピュータ管理についても、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行っております。

(4) 監査等委員会の監査体制

・常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、生販会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めております。

・監査等委員会の職務を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、国内支店や海外子会社の監査等の際に、補助すべき使用人を指名して補助の任にあたらせております。

・また、監査等委員会は、会計監査人ならびに内部監査人と定期的に会合し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つと位置づけております。すなわち、財務体質及び経営基盤強化のため内部留保の充実に努めると共に、業績の推移及び将来のための内部留保等を勘案しつつ、安定的に配当することを基本方針としております。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人材育成、戦略的投資等に充当する方針であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	[11,027,321]	〔流動負債〕	[3,851,320]
現金及び預金	5,617,983	支払手形及び買掛金	988,557
受取手形及び売掛金	2,943,134	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	1,355,468	リース債務	84,005
仕掛品	419,696	未払法人税等	132,048
原材料及び貯蔵品	636,551	賞与引当金	66,231
その他の	59,577	役員賞与引当金	11,300
貸倒引当金	△5,090	事業整理損失引当金	284,847
〔固定資産〕	[4,986,507]	その他の	284,330
(有形固定資産)	(3,966,741)	〔固定負債〕	[1,181,246]
建物及び構築物	1,439,680	リース債務	326,179
機械装置及び運搬具	177,544	繰延税金負債	218,476
土地	2,129,279	役員退職慰労引当金	191,863
リース資産	86,453	退職給付に係る負債	382,933
建設仮勘定	6,417	資産除去債務	14,430
その他の	127,366	その他の	47,364
(無形固定資産)	(388,621)	負債合計	5,032,566
借地権	43,454	純資産の部	
リース資産	316,294	〔株主資本〕	[11,141,155]
ソフトウェア	5,998	資本金	1,696,500
その他の	22,873	資本剰余金	1,542,759
(投資その他の資産)	(631,144)	利益剰余金	8,409,303
投資有価証券	348,403	自己株式	△507,406
投資不動産	61,854	〔その他の包括利益累計額〕	[△159,892]
繰延税金資産	49,060	その他有価証券評価差額金	101,988
その他の	188,055	為替換算調整勘定	△261,880
貸倒引当金	△16,229	純資産合計	10,981,262
資産合計	16,013,829	負債及び純資産合計	16,013,829

連結損益計算書

(自：2020年4月1日)
(至：2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,751,216
売上原価		6,168,482
売上総利益		2,582,733
販売費及び一般管理費		1,909,255
営業利益		673,478
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,074	
受取賃貸料	43,088	
物品売却益	14,624	
雇用調整助成金	50,040	
その他	28,164	151,992
営業外費用		
支払利息	4,019	
為替差損	27,779	
賃貸収入原価	7,316	
売上割引	14,285	
その他	845	54,247
経常利益		771,224
特別利益		
固定資産売却益	1,400	1,400
特別損失		
固定資産除売却損	20	
事業整理損失引当金繰入額	167,859	167,880
税金等調整前当期純利益		604,744
法人税、住民税及び事業税	222,672	
法人税等調整額	△10,335	212,336
当期純利益		392,407
親会社株主に帰属する当期純利益		392,407

連結株主資本等変動計算書

(自：2020年4月1日)
(至：2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,696,500	1,542,759	8,084,555	△507,390	10,816,423
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△67,660		△67,660
親会社株主に帰属する当期純利益			392,407		392,407
自己株式の取得				△15	△15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	324,747	△15	324,731
当 期 末 残 高	1,696,500	1,542,759	8,409,303	△507,406	11,141,155

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,806	90,982	△447,840	△353,051	10,463,372
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△67,660
親会社株主に帰属する当期純利益					392,407
自己株式の取得					△15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,806	11,005	185,959	193,158	193,158
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△3,806	11,005	185,959	193,158	517,889
当 期 末 残 高	-	101,988	△261,880	△159,892	10,981,262

【連結注記表】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数…………… 3 社
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.
南星物流器械(蘇州)有限公司
NSG GLOBAL LTD.
2. 持分法の適用に関する事項
関連会社及び非連結子会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、南星物流器械(蘇州)有限公司の決算日は、12月31日であります。その他の連結子会社は、連結会計年度と同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間(経済的耐用年数を上限)を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年
であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権については財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 事業整理損失引当金

連結子会社NSG GLOBAL LTD.の整理に伴う損失に備えるため、当社グループが負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。ただし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	49,060千円
繰延税金負債	218,476千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。その基礎となる将来の事業計画は新型コロナウイルスの感染拡大などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、NSG GLOBAL LTD. の事業整理の費用として計上していた事業整理損失引当金について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により事業整理損失引当金が167,859千円増加し、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は167,859千円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建 物	1,073,677千円
土 地	1,859,860千円
投資不動産	61,854千円

上記に対応する債務

短期借入金	2,000,000千円
-------	-------------

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	4,634,606千円
投資不動産	79,084千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,708,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2020年8月27日開催の株主総会において、決議しております。
配当金の総額 67,660千円
配当金の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 10円
基準日 2020年5月31日
効力発生日 2020年8月28日
 - (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2021年5月31日開催の取締役会において、付議する予定であります。
配当金の総額 135,320千円
配当金の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 20円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月30日
3. 当連結会計年度末の新株予約権
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金の用途は主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,617,983	5,617,983	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,943,134	2,943,134	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	251,502	251,502	—
(4) 支払手形及び買掛金	(988,557)	(988,557)	—
(5) 短期借入金	(2,000,000)	(2,000,000)	—
(6) 未払法人税等	(132,048)	(132,048)	—
(7) リース債務 (1年以内返済予定の リース債務を含む)	(410,184)	(408,550)	1,634

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注)2. 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都に賃貸用の不動産(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
61,854	691,852

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,623円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 58円00銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 臼田賢太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナンシンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナンシン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
〔流動資産〕	[8,974,769]	〔流動負債〕	[3,502,131]
現金及び預金	4,714,207	支払手形	260,399
受取手形	570,119	買掛金	491,422
電子記録債権	411,304	短期借入金	2,000,000
売掛金	1,726,401	リース債務	84,005
商品及び製品	1,026,750	未払金	67,164
仕掛品	194,611	未払法人税等	110,230
原材料及び貯蔵品	295,012	未払消費税	66,876
前払費用	19,609	未払費用	56,724
未収入金	9,989	前受金	6,780
その他	11,855	預り金	23,730
貸倒引当金	△5,090	賞与引当金	66,231
〔固定資産〕	[6,006,863]	役員賞与引当金	11,300
(有形固定資産)	(3,387,834)	関係会社整理損失引当金	252,878
建物	1,112,740	その他	4,388
構築物	23,851	〔固定負債〕	[1,107,610]
機械及び装置	8,140	リース債務	326,179
車両運搬具	2,447	繰延税金負債	144,840
工具、器具及び備品	24,922	資産除去債務	14,430
土地	2,129,279	長期預り保証金	20,460
リース資産	86,453	退職給付引当金	382,933
(無形固定資産)	(344,706)	役員退職慰労引当金	191,863
ソフトウェア	5,538	その他	26,904
リース資産	316,294	負債合計	4,609,742
その他	22,873	純資産の部	
(投資その他の資産)	(2,274,323)	〔株主資本〕	[10,269,902]
投資有価証券	348,403	(資本金)	(1,696,500)
関係会社株式	1,478,093	(資本剰余金)	(1,542,759)
関係会社出資金	222,100	資本準備金	1,516,000
破産更生債権等	16,229	その他資本剰余金	26,759
会員権	31,190	(利益剰余金)	(7,538,050)
保険積立	97,176	利益準備金	104,145
投資不動産	61,854	その他利益剰余金	7,433,905
その他	35,504	別途積立金	269,000
貸倒引当金	△16,229	圧縮積立金	750,031
		繰越利益剰余金	6,414,873
		(自己株式)	(△507,406)
		〔評価・換算差額等〕	[101,988]
		(その他有価証券評価差額金)	(101,988)
		純資産合計	10,371,891
資産合計	14,981,633	負債及び純資産合計	14,981,633

損 益 計 算 書

（自：2020年4月1日）
（至：2021年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売上高		8,181,974
売上原価		6,104,336
売上総利益		2,077,637
販売費及び一般管理費		1,705,518
営業利益		372,119
営業外収益		
受取利息	112	
受取配当金	112,072	
受取賃貸料	43,088	
物品売却益	1,135	
為替差益	22,448	
雇用調整助成金	50,040	
その他	6,928	235,826
営業外費用		
支払利息	4,019	
売上割引	14,285	
賃貸収入原価	7,316	
その他	500	26,122
経常利益		581,824
特別利益		
固定資産売却益	1,360	1,360
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社整理損失引当金繰入額	151,007	151,007
税引前当期純利益		432,177
法人税、住民税及び事業税	126,287	
法人税等調整額	3,831	130,118
当期純利益		302,058

株主資本等変動計算書

(自：2020年4月1日)
(至：2021年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,696,500	1,516,000	26,759	1,542,759	104,145	269,000	750,031	6,180,475	7,303,652
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当								△67,660	△67,660
当 期 純 利 益								302,058	302,058
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-234,397	234,397
当 期 末 残 高	1,696,500	1,516,000	26,759	1,542,759	104,145	269,000	750,031	6,414,873	7,538,050

(単位：千円)

項 目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△507,390	10,035,520	3,806	90,982	94,789	10,130,310
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△67,660				△67,660
当 期 純 利 益		302,058				302,058
自己株式の取得	△15	△15				△15
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△3,806	11,005	7,199	7,199
事業年度中の変動額合計	△15	234,382	△3,806	11,005	7,199	241,581
当 期 末 残 高	△507,406	10,269,902	-	101,988	101,988	10,371,891

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法 (収益性の低下 による簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおり
であります。

建物 15～45年

機械及び装置 7～12年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつ
いては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法を採用して
おります。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取
引に係るリース資産

リース期間(経済的耐用年数を上
限)を耐用年数として、残存価額をゼ
ロとする定額法によっております。

投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によって計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合による期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

子会社NSG GLOBAL LTD. の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。ただし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 144,840千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。その基礎となる将来の事業計画は新型コロナウイルスの感染拡大などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、NSG GLOBAL LTD. の整理の費用として計上していた関係会社整理損失引当金について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により関係会社整理損失引当金が151,007千円増加し、当事業年度の税引前当期純利益は151,007千円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	14,952千円
短期金銭債務	244,058千円

(2) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	2,872,594千円
投資不動産	79,084千円

(3) 担保に供している資産

建物	1,073,677千円
土地	1,859,860千円
投資不動産	61,854千円
計	2,995,392千円

上記に対応する債務

短期借入金	2,000,000千円
-------	-------------

(4) 保証債務

該当事項はありません。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	18,971千円
仕 入 高	3,420,076千円
営業取引以外の取引高	104,232千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	941,939	27	—	941,966

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸 倒 引 当 金	6,528千円
退 職 給 付 引 当 金	117,254千円
賞 与 引 当 金	20,279千円
未 払 事 業 税	7,070千円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,748千円
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	77,431千円
そ の 他	30,032千円
小 計	317,345千円
評 価 性 引 当 額	△31,222千円
合 計	286,122千円

(繰延税金負債)

圧 縮 積 立 金	387,284千円
その他有価証券評価差額金	43,678千円
合 計	430,962千円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	144,840千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注1)	1,979,755	買掛金	235,565
子会社	南星物流器械(蘇州)有限公司	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注1)	1,440,321	買掛金	8,493

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 仕入価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,532円93銭
1株当たり当期純利益	44円64銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白田賢太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナンシンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月20日

株式会社ナンシン 監査等委員会

常勤監査等委員 伊藤 國光 ㊟

監査等委員 千倉 成示 ㊟

監査等委員 谷 眞人 ㊟

(注) 監査等委員千倉成示及び谷眞人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、任期満了となりますので、取締役5名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式数	会社との 特別の 利害関係
1	さいとうくに ひこ 齋藤 邦彦 (1975年11月21日生)	1998年4月 グリコ協同乳業(株) (現江崎グリコ(株)) 入社 2007年1月 当社入社 2008年4月 当社営業推進部長 2008年7月 当社執行役員営業推 進部長 2009年6月 当社取締役営業本部 営業推進部長 2011年6月 当社取締役生産本部 長兼営業本部営業推 進部長 2012年4月 当社常務取締役生産 本部長 2013年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社常務取締役管理 本部長 2017年6月 当社代表取締役専務 管理本部長 2018年4月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年8月 南星物流器械(蘇 州)有限公司董事長 NSG GLOBAL LTD. 取 締役社長(現任)	832,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
2	やまもと たか ひろ 山本 貴 広 (1969年9月17日生)	1992年9月 当社入社 2003年4月 当社営業部次長 2005年4月 当社営業企画開発部長 2005年7月 当社執行役員営業企画開発部長 2011年6月 当社取締役営業本部第三営業部長（国際事業統括） 2013年3月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2018年6月 当社専務取締役（現任） 2021年3月 南星物流器械（蘇州）有限公司董事（現任）	10,000株	なし
3	よこぼり たか ひろ 横堀 剛 宏 (1967年1月20日生)	1989年4月 当社入社 2004年4月 当社生産本部技術部長 2005年7月 当社執行役員生産本部技術部長 2013年7月 当社執行役員生産本部生産副本部長兼技術部長 2017年6月 当社取締役生産本部長 2018年6月 当社常務取締役生産本部長（現任） 2019年8月 NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会長（現任）	4,500株	なし
4	おお その たかし 大園 岳 (1974年6月27日生)	1997年12月 当社入社 2015年4月 当社営業本部本社営業部次長 2016年4月 当社営業本部本社営業部長 2017年6月 当社取締役本社営業部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	1,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
5 新任	さいとう まさ たか 齋藤 聖 崇 (1984年1月6日生)	2013年8月 当社入社 2019年10月 当社経営企画室長 (現任)	52,000株	なし

- (注) 1. なお、取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
1	いとう くに みつ 伊藤 國 光 (1953年4月2日生)	2009年11月 (株)東京穀物商品取引 所執行役員 2013年9月 当社入社 2015年12月 当社内部監査室顧問 2016年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役(常勤監 査等委員)(現任)	2,000株	なし
2	たに まさ と 谷 眞 人 (1959年8月8日生)	1990年4月 東京弁護士会に登録 1990年4月 平山法律事務所 1994年1月 谷法律事務所 1996年3月 日比谷見附法律事務 所(現任) 1998年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(監査等 委員)(現任)	9,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
3	ち くら せい じ 千 倉 成 示 (1967年6月15日生)	1991年4月 清水建設㈱入社 1996年8月 ㈱千倉書房入社 2004年6月 ㈱千倉書房代表取締役社長(現任) 2020年8月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株	なし

- (注) 1. 谷 真人及び千倉成示の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由
 谷 真人氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、谷 真人氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
 なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 また、千倉成示氏は、企業の代表取締役社長としての長年にわたる企業経営経験と、中小企業の社長が5千社程度加盟している全国規模の経営者交流会の会長を2期務めるなど経営に関する幅広い見識を当社のコーポレートガバナンスに活かしていただくためであります。
 なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10ヶ月であります。
3. 当社は、現在社外取締役である谷 真人及び千倉成示の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式数	会社との 特別の 利害関係
え がわ のり お 江川 哲生 (1972年9月30日生)	1995年4月 埼玉建興(株)入社 1998年4月 江川運送(株) (現(株)ライフサポート・エガワ) 入社 2003年7月 (株)ライフサポート・エガワ代表取締役 (現任) 2012年8月 (株)ライフサポート・エガワホールディングス 代表取締役 (現任)	一株	なし

- (注) 1. 江川哲生氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)であります。
2. 江川哲生氏を補欠の監査等委員である取締役候補者(社外取締役)とした理由は、企業の代表取締役社長としての長年にわたる企業経営経験と、中小企業の社長が5千社程度加盟している全国規模の経営者交流会の会長を務めているなど経営に関する幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスに活かしていただくことを期待したためであります。
3. 江川哲生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。江川哲生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)に対して、役員賞与総額11,300千円(取締役(監査等委員である取締役を除く。)分9,500千円、監査等委員である取締役分1,800千円(うち社外取締役分900千円))を支給いたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は決定方針に沿って決定しているため相当であります。なお、当該決定方針は、事業報告Ⅲ.2.取締役の報酬等の額に記載されております。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役高橋正利氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、取締役在任期間分は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
高橋正利	2019年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員） 2020年8月 当社取締役（現任）

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月29日開催の第71回定時株主総会において年額400,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、今後業績連動報酬に移行する可能性を考慮して、賞与相当額を含めて年額400,000千円以内と改定いたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の第71回定時株主総会において年額150,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。

監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、賞与相当額を含めて年額150,000千円以内と改定いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋人形町一丁目4番10号
人形町センタービル 2階会議室
電話番号 03 (3666) 4828
※会場が昨年と異なっておりますのでご注意ください。



交通のご案内

- 地下鉄 ●人形町 都営浅草線・日比谷線A6出口目の前
●水天宮前 半蔵門線(8番出口) 徒歩4分
- 都バス ●水天宮前 徒歩約5分
- 江戸バス(コミュニティバス) ●人形町駅 徒歩約2分